

● 関稅定率法

(明四三・四・一五法五四)

最終改正 平三〇・三・三二法八

改正 (昭和二八年以前省略)

昭二九・三法 四二 (全文改正)

昭三〇・三法 八 同三〇・六 同三六
 同三一・七 同二〇一 同三〇・八 同二一〇
 同三一・三 同五七 同三一・三 同五八
 同三一・五 同八八 同三一・六 同二一七
 同三一・三 同三九 同三一・三 同二四〇
 同三一・五 同二一八 同三一・三 同二四二
 同三四・三 同五六 同三四・三 同二七八
 同三五・三 同二六 同三五・三 同二八六
 同三六・三 同二六 同三六・三 同二八六
 同三七・三 同五二 同三七・三 同二九一
 同三八・三 同六八 同三八・三 同三〇一
 同四〇・三 同三〇 同四〇・三 同三〇七
 同四一・三 同四一 同四一・三 同三一七
 同四二・三 同四二 同四二・三 同三一七
 同四三・三 同五 同四三・三 同三一七
 同四四・三 同四四 同四四・三 同三一七
 同四五・三 同四四 同四五・三 同三一七
 同四六・三 同二六 同四六・三 同三一七
 同四七・三 同二六 同四七・三 同三一七
 同四八・三 同四 同四八・三 同三一七
 同四九・三 同一八 同四九・三 同三一七
 同五〇・三 同一八 同五〇・三 同三一七
 同五一・三 同五 同五一・三 同三一七
 同五二・三 同七 同五二・三 同三一七
 同五三・三 同五 同五三・三 同三一七
 同五四・三 同五 同五四・三 同三一七
 同五五・三 同五 同五五・三 同三一七
 同五六・三 同五 同五六・三 同三一七
 同五七・三 同五 同五七・三 同三一七
 同五八・一・二 同七八 同五八・三 同三一七
 同五九・一・四 同七八 同五九・三 同三一七
 同六〇・一・四 同七八 同六〇・三 同三一七
 同六一・一・五 同七八 同六一・三 同三一七

同六二・三 同三 同六二・六 同八〇
 同六二・九 同九六 同六三・三 同五
 同六三・一・二 同二〇八 同六三・一・二 同二〇九
 平元・三 同三 同二・三 同二七
 同三・三 同三 同三・三 同二五
 同五・三 同三 同六・三 同二八
 同六・二 同二一 同六・二 同二八
 同七・三 同五 同八・三 同二九
 同八・六 同七四 同九・三 同三〇
 同九・五 同五九 同一〇・三 同二六
 同一〇・六 同二〇 同一一・三 同二五
 同一一・三 同二九 同一一・七 同二〇二
 同一二・一 同二六〇 同一二・二 同二六
 同一二・六 同二〇七 同一二・三 同二二
 同一三・七 同九七 同一四・四 同二一
 同一四・一 同二二六 同一五・三 同二一
 同一六・三 同二一五 同一六・三 同二一
 同一七・三 同二一五 同一八・六 同二八
 同一七・三 同二二 同一八・三 同二七
 同一九・三 同二〇 同二〇・三 同二五
 同二一・三 同二四 同二二・三 同二七
 同二二・三 同二四 同二三・三 同二七
 同二四・三 同一九 同二五・三 同二六
 同二六・三 同二二 同二八・三 同二六
 同二八・一・二 同二〇八 同二九・三 同二六
 同三〇・三 同八

第 二 条 (趣旨)

第 一 条 この法律は、関稅の稅率、関稅を課する場合における課稅標準率及び関稅の減免その他関稅制度について定めるものとする。

(昭二九法四二・全改、昭三〇法一五〇・一部改正)
 (定義)

第 二 条 この法律又はこの法律に基づく命令において

「輸入」とは、関稅法 (昭和二十九年法律第六十一号) 第二条 (定義) に定める定義に従うものとし、「輸出」とは、同条第一項第二号に規定する行為その他貨物を特定の国 (公海並びに本邦の排他的經濟水域の海域及び外国の排他的經濟水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶を含む) から他の国に向けて送り出すことをいう。

(昭二九法四二・全改、昭四〇法三〇・昭四一法三七・平八法七四・一部改正)

(課稅標準及び稅率)

第 三 条 関稅は、輸入貨物の價格又は數量を課稅標準として課するものとし、その稅率は、別表による。

(昭三〇法一五〇・全改)

※ 課稅價格 (法四)

(入国者の輸入貨物に対する簡易稅率)

第 三 条 二 前条の場合において、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物に対する関稅の率は、関稅に關する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物について課される関稅、内國消費稅 (輸入品に対する内國消費稅の徵收等) に關する法律 (昭和三十年法律第三十七号) 第一条第一号 (定義) に規定する内國消費稅をいう。) 及び地方消費稅の率を總合したものを基礎として算出した別表の付表第一による。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入する貨物又は別送して輸入する貨物のそれぞれの全部について同表によることを希望しない旨を稅関に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。
 一 この法律その他関稅に關する法律の規定により

関稅の率が無稅とされている貨物及び関稅が免除

関税定率法

される貨物

- 二 関税法第十章(罰則)の犯罪に係る貨物
 三 商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他
 本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表
 第一の税率を適用することを適当としない貨物と
 して政令で定める貨物

(昭四二一・平六法一・追加、昭四四法七・平元法一三・平
 五法一・平六法一・一部改正)
 ※ 別送品に適用手続(令一)、適用除外(令一の二)

(少額輸入貨物に対する簡易税率)

第三条の三 第三条(課税標準及び税率)の場合にお
 いて、次条から第四条の九までの規定により算出さ
 れる輸入貨物の課税標準となる価格(数量を課税標
 準として関税を課する貨物(以下「従量税品」とい
 う。))にあつては、これらの規定に準じて算出した
 価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、
 第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一
 号、第十一条並びに第十四条第十八号において同
 じ。)の合計額が二十万円以下の輸入貨物(本邦に
 入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は
 前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸
 入する貨物を除く。以下この項において同じ。)に
 対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定に
 かかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該
 輸入貨物を輸入しようとする者(当該輸入貨物が郵
 便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人)
 が当該輸入貨物の全部について同表によることを希
 望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでな
 い。

2 前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲
 げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮し
 て別表の付表第二の税率を適用することを適当とし

ない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

(平五法一一・追加、平六法二五・平六法一一八・平
 二五法六・平二六法二二・一部改正)

※ 適用除外(令一の三)

(課税価格の決定の原則)

第四条 輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税
 価格」という。)は、次項本文の規定の適用がある
 場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引(買手が
 本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所そ
 の他これらに準ずるものを有しない者であるものを
 除く。以下同じ。)がされた場合において、当該輸
 入取引に関し買手により売手に対し又は売手のため
 に、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払
 われるべき価格(輸出国において輸出の際に軽減又
 は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除くもの
 とする。)に、その含まれていない限度において次
 (に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価
 格」という。))とする。

一 当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に
 要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費
 用(次条及び第四条の三第二項において「輸入港
 までの運賃等」という。)

二 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により
 負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの
 イ 仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買
 手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務
 の対価として支払われるものを除く。)

ロ 当該輸入貨物の容器(当該輸入貨物の通常の
 容器と同一の種類及び価値を有するものに限
 る。)の費用

ハ 当該輸入貨物の包装に要する費用

三 当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、

買手により無償で又は値引きをして直接又は間接
 に提供された物品又は役務のうち次に掲げるもの
 に要する費用

イ 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分
 品又はこれらに類するもの
 ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、
 鋳型又はこれらに類するもの

ハ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品
 ニ 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関す
 る役務で政令で定めるもの

四 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権そ
 の他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦に
 おいて複製する権利を除く。)で政令で定めるも
 のの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引
 の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入
 取引をするために買手により直接又は間接に支払
 われるもの

五 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による
 収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされ
 ているもの

2 輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情
 のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税
 価格の決定については、次条から第四条の四まで
 に定めるところによる。ただし、第四号に該当する場
 合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入
 貨物と同種又は類似の貨物(当該輸入貨物の本邦へ
 の輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出され
 たもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたもの
 に限る。以下この項において同じ。)に係る前項又は
 第四条の三(国内販売価格又は製造原価に基づく
 課税価格の決定)の規定により計算された課税価格
 (当該輸入貨物との間の取引段階、取引数量又は同